1934

旧緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から県外へ避難した申立人らのうち、避難先で同居していた父母及び子3名について、そのうち申立人二男が平成24年4月に避難先で高校に入学したこと等を考慮して避難継続の合理性が認められ、平成27年3月までの日常生活阻害慰謝料の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6及び同X7(以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記所定の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は 及ばないことを相互に確認する。

- (1)精神的損害(X1、X2、X3、X4及びX5)自 平成24年9月1日 至 平成27年3月末日
- (2)精神的損害増額分(申立人ら) 自 平成23年4月1日 至 平成24年8月末日
- (3)生活費増加分(X1及びX2)自 平成24年9月1日 至 平成27年3月末日
- (4)一時帰宅費用(X1)自 平成25年3月1日 至 平成27年3月末日
- (5) 就労不能損害(X2) 自 平成23年3月11日 至 平成27年3月末日

## 2 和解の金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目(同項所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計金2017万7421円(内訳は次のとおり)の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1)精神的損害

金1480万円

- X3 金310万円
- X4 金275万円
- X5 金275万円
- (2) 精神的損害増額分(申立人ら)

金51万円

(3) 生活費増加分(X1及びX2)

金40万5000円

(4) 一時帰宅費用(X1)

金16万4208円

(5) 就労不能損害(X2)

金429万8213円

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申 立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に 対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、当事者双方が各1通保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年2月9日

(仲介委員 髙橋 英一)